

かんたん♪

シンポジウム企画 マニュアル



シンポジウム関連資料送付先・問合せ先

公益社団法人応用物理学会 講演会担当
meeting@jsap.or.jp 03-3828-7724



シンポジウムって何？

応用物理学会の講演会には、各専門分野の通常講演（大分類・中分類内の発表）以外に、今ホットな話題を扱う、「シンポジウム」があります。

シンポジウムは**会員の方ならどなたでも企画可能**です。

講演会では、毎回20-30件程度のシンポジウムが開催されます。



2種類のシンポジウム

応用物理学会には2種類のシンポジウムがあります。

①

シンポジウム
(technical)

いずれかの中分類に属するまたは、複数の中分類にまたがる専門的なシンポジウム

②

シンポジウム
(non-technical)

どの中分類にも属さない、ジェネラルな内容のシンポジウム

例：男女共同参画、人材育成をテーマとするシンポジウム

	シンポジウム (non-technical)	シンポジウム (technical)
企画方法	締切日までに事務局に提案書・申請書を提出	シンポジウムの内容と関連性の高い中分類のプログラム編集委員に企画の意図を説明し、締切日までに、調整役※1となつて頂いたうえで大分類代表を通じて事務局に提案書を提出。調整後、申請書を提出。
世話人	応用物理学会会員であればどなたでも可	応用物理学会会員であればどなたでも可 ※ただし関連中分類のプログラム編集委員を調整役として入れること
開催日	選択可	
一般投稿受付	選択可	必須
講演会参加費	原則必須※2	

※1 調整役とは、関連するセッションと日程調整などを行っていただく方のことです。

※2 シンポジウムは原則講演会参加費が必要なものとし、一般公開（無料）のシンポジウムにするか否かの判断は、講演会企画・運営委員会にて行います。

科研費等のプロジェクトが企画母体となっている、また、プロジェクトのメンバーが多数講演を行うなど、プロジェクトの報告会に見えかねないシンポジウムの企画は禁止しております。



シンポジウム提案スケジュール(2024年春)

2023年10月16日(月) 「シンポジウム提案書」締切

全てのシンポジウム企画が対象です。

2023年10月中旬 シンポジウム提案の審議

シンポジウム企画全体の調整をいたします。

2023年11月13日(月) 「シンポジウム申請書」締切

2023年11月15日(水) シンポジウムの採択を審議・決定

2023年11月17日(金)までに審査結果をお知らせいたします。

2023年12月18日(月)まで システムで招待講演者情報を登録

審査を通過したシンポジウムの世話人の方は招待講演者の情報(氏名、所属、Email)を登壇申込システムでご登録ください。

ご登録いただいた招待講演者の方に事務局から講演および登壇申込の依頼のメールをお送りします。登壇申込システムのURLは登壇申込開始日の12月1日(金)にメールに掲載いたします。

2024年1月9日(火) 登壇申込締切

招待講演でも、この日までに登壇申込が完了していないとプログラムが空欄になります。世話人は講演者の方のフォローをお願いいたします。

2024年1月15日(月) プログラム編集委員会@オンライン

この日までに招待講演と一般講演を組み合わせるシンポジウムのプログラム編成を完了させてください。ウェブ上でプログラム編成ができるようになっておりますので、プログラム編集委員会にご出席いただかなくてもプログラム編成は可能です。

2024年1月24日(水) 各講演者へ講演番号通知

2024年3月22日(金)~25日(月) 第71回春季講演会

【シンポジウム開催可能時間】

3/22 9:00~18:00、3/23-24 9:00~18:30、3/25 9:00~17:00

2024年4月中旬 シンポジウム報告提出

2024年4月下旬 事前に申請のあった非会員招待講演者に 交通費お支払い

※勤務先から講演会場までの往復の交通費(国内)をお支払いいたします。

※ 応用物理学会会員の招待講演者には旅費の補助はございません。

また、招待講演者であっても、**応用物理学会会員は講演会参加費が必要**です。ご注意ください。



シンポジウム提案方法

※以下、**赤字箇所**がシンポジウム世話人（企画者）の仕事です。

1. シンポジウム提案書に記入する



以下に提案書・申請書テンプレートがあります。

<https://www.jsap.or.jp/jsap-meeting/symposium>

2. 提案書を大分類代表に送付して承認をもらう



最も関連している大分類代表に申請書を送付し、開催承認を得る。

連絡先が分からなければmeeting@jsap.or.jpまでお問い合わせください。

3. 講演会企画運営委員会にて事前審議



他のシンポジウム提案と内容の重複がないかなどを審議します。

ここでシンポジウムの内容、開催日、開催数の調整を行います。

内容が重複するシンポジウムがある場合には合同での開催、また、聴講者が重複するシンポジウムがある場合には開催日の調整をお願いする可能性もございます。

4. シンポジウム申請書に記入する



「2」を作成したファイルにある別シート「申請書」に記入してください。

招待講演者の旅費支払いを希望する場合は「旅費申請」もご提出ください。



5. 講演会企画運営委員会にて最終審議

他のシンポジウムとの調整を終えているか、ふさわしい内容か、旅費サポート額は適切か等を審議します。ここで開催の可否を決定します。

6. 承認



7. 招待講演者の登録依頼が事務局から送られる



招待講演者ではなく、シンポジウム代表世話人の方へお送りします。

システムにて招待講演者の登録をお願いします。システムに登録すると招待講演者に依頼メールが配信されます。

8. 招待講演者をウェブで登録



シンポジウム世話人の方が招待講演者を登録してください。

登録と同時に招待講演者に、登壇依頼メールが送られます。

9. 登壇締切までに招待講演者が登壇申込



10. シンポジウム当日



11. シンポジウム報告書（形式自由）を事務局に提出

世話人よりmeeting@jsap.or.jpまでメールにて送付してください。





シンポジウム (technical) 提案のコツ

(1) シンポジウム企画の調整・提案

- ・ 春・秋の講演会開催期間中に行われる「**大分類意見交換会**」時に、シンポジウム企画案について話し合い、テーマや講演者などが重複しないよう調整する。
- ・ プログラム編集委員名簿からシンポジウム調整役を決め、調整役を依頼する。
- ・ 提案書を作成し、事務局に提出する。
- ・ 提案書が承認されたら、申請書を作成し、事務局に提出する。※ (3) を参照。

(2) プログラム編集委員はいつ決まりますか？

- ・ 春の講演会向けなら、前回秋の講演会の大分類意見交換会で、秋の講演会向けなら、春の講演会の大分類意見交換会で、プログラム編集委員の交代についての話し合いをしています。
- ・ 任期は2年の人が多いですが、人により異なるので、一斉に交代というわけではありません。
- ・ プログラム編集委員が確定して、HPで公表するのは登壇申込が始まる頃（春は12月頃、秋は5月頃）です。
- ・ 事務局には最新の情報がありますので、次期プログラム編集委員がわからない場合、(meeting@jsap.or.jp) までお問い合わせください。

(3) シンポジウム申請



- ・ 講演会企画運営委員会の事前審議で認められたシンポジウム提案について、詳細をつめていただき、シンポジウム申請書を作成してください。
- ・ 期日までにシンポジウム申請書を作成し、該当する大分類代表の承認をうけてください。（開催可否の最終決定は委員会で行います。）
- ・ 大分類代表の承認後、大分類代表を通じて事務局に申請書をご提出ください。
- ・ 申請後の流れは前頁のスケジュール・提案方法をご参照下さい。

(4) シンポジウムを企画して、何かメリットはありますか？



- ・ 講演会企画運営委員会の判断になりますが、聴講者を集めることができる、非会員の招待講演者であれば、応用物理学会より旅費をサポートできる可能性があります。自分でシンポジウムを開催すれば、自分が呼びたい講演者を呼ぶことができます。※旅費規程については最終頁をご参照ください。
- ・ シンポジウムは通常セッションに比べ参加者が多く、分野の発展に寄与することができます。
- ・ 会場費は応用物理学会が負担いたします。





よくあるご質問

Q.招待講演者の講演会参加費は必要ですか？

- A1. 応用物理学会会員、協定学会会員⇒参加費の支払いが必要です。
講演依頼の際には参加費が必要な旨をお伝えください。
- A2. 非会員の方⇒参加費の支払いは不要です。
参加登録手続きも必要ございません。

Q.招待講演者に謝金は出ますか？

A.出ません。

Q.招待講演者の旅費サポートはありますか？

- A1. 応用物理学会会員⇒サポートはありません。
- A2. 非会員の方は⇒申請して認められれば、サポートされます。
申請書提出時に申請してください。

<講演会時の旅費取扱い>

1. 「応用物理学会講演会運営規程」第5条第1項における招待講演者等に支給する旅費の取扱いは、以下の通りとする。

(1) 海外招待講演者

- ① 航空運賃は[エコノミークラス割引運賃（日付変更なし）]運賃利用とする。
- ② 国内旅費は国内到着空港から講演会場の往復運賃を支給する。
新幹線及び特急を利用する場合は普通指定席運賃利用とする。
- ③ 宿泊費は2泊分を上限として、1泊14,000円を支給する。但し、やむを得ず上限金額を超える場合は、講演会企画運営委員会担当理事の判断により、実費を超えない範囲で支給する。
- ④ 支払金額の上限は、アジア15万円、欧米30万円とする。その他の地域は、基準を超えない範囲で講演会企画・運営担当理事の判断により支給する。
- ⑤ 外貨建てによる旅費の請求に対しては、春季・秋季学術講演会開催初日の2週間前（銀行休業日の場合はその前営業日）の三菱UFJ銀行公表のTTSレートをもって計算する。
- ⑥ 計算された旅費の合計額に1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てて支給する。

(2) 国内招待講演者

- ① 旅費規程（役員等）に準じて旅費を支給する。但し、日当及び宿泊料は原則支給しない。
やむを得ず宿泊が必要となる場合は、1泊分を上限として10,900円の宿泊料を支給する。

Q.小さなシンポジウムも開催可能ですか？

A.おおむね100名以上の参加者が見込めるものをご提案下さい。

Q.一般投稿を受け付けず、招待講演のみでプログラム可能ですか？

A.シンポジウム（non-technical）以外は、特別な理由がない限り一般講演の投稿を受け入れてください。結果的に一般投稿が0件になる分には構いません。